

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
  2. 優先的検討プロセスの全体像
  3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
  4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
    - (1) 優先的検討の開始時期
    - (2) 対象事業
    - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
    - (4) 簡易な検討
    - (5) 詳細な検討
    - (6) 評価結果の公表
  5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
  6. 国によるフォローアップ、支援措置
  7. 参考資料

## (2) 対象事業

### 対象事業

対象事業は、次の①及び②の両方を満たすもの **指針事項**

① 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業※ **指針事項**

ア 建築物又はプラントの整備・運営に関する事業 **手引事項**

- ・建築物の例：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舍、事務庁舎等
- ・プラントの例：廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業 **手引事項**

- ・利用料金の徴収を行う公共施設の例：空港、水道、下水道等

② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業 **指針事項**

ア 事業費の総額が10億円以上

イ 単年度の運営費が1億円以上

※指針において、資金調達に要するコストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとしていることに留意することが必要。これは、PPP/PFI手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合（例えばPFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合）でも、事業全体の費用でみればコスト削減が期待できる場合もあるため。

### 対象事業の例外

次の①～③のいずれかの事業は、優先的検討の対象外 **指針事項**

- ① 既にPPP/PFI手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業